平成３０年（フ）第５０号
沖縄県那覇市与儀１丁目14番12号　島アパート３－Ｃ
債務者　上原有果莉
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４０号
愛知県春日井市東野町西１丁目７番地５
債務者　遠藤あさみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８７号
名古屋市中川区五女子町１丁目78番地の１
Ｖｇ．Ｔｒｅｅ６Ｄ号
債務者　加藤　笑子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９５号
愛知県小牧市大字久保一色1587番地１　コーポラスヘルシーⅡ　306号、従前の住所愛知県小牧市小牧２丁目19番地　プルミエール403号
債務者　中川珠香子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３号
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田66番地２　田代住宅Ａ棟103号
債務者　堀川あゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第７６号
愛知県清須市鍋片１丁目101番地２、従前の住所愛知県稲沢市稲島町寺部3848番地
債務者　石井　照久
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３９号
愛知県小牧市間々本町287番地
債務者　酒井　典子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１号
広島県福山市神辺町字東中条1210番地１
債務者　妹尾　充子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２５号
大分県竹田市久住町大字栢木5577番地２
債務者　関　美智代
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成３０年（フ）第２８号
千葉県松戸市中和倉64番地の12
債務者　加藤　翔太
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２３号
松江市古志原５丁目10番11－103号　グリーンコーポ古志原、前住所松江市雑賀町567番地
債務者　勝部みどり
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
宮城県柴田郡柴田町大字船迫字田小路23番地
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第２０号
栃木県佐野市寺久保町238　養護老人ホーム悠生園、前住所栃木県佐野市犬伏中町1828番地１
債務者　荒居　厚生
成年後見人　長壁　孝広
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第５５号
埼玉県羽生市大字上岩瀬1546番地、住民票上の住所埼玉県鴻巣市屈巣2693番地17
債務者　渡邉　友和
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４号
千葉県館山市亀ケ原627番地の３
債務者　古川　藤樹
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第１９号
新潟市秋葉区結314番地１
債務者　立川　和彰
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部